

令和2年12月 4日

各 位

つくばみらい市商工会

つくばみらい市役所

## 時短協力事業者緊急支援事業について

(新型コロナウイルス感染拡大防止事業の拡充)

常日頃より、市並びに商工会事業にご協力いただき有り難うございます。

つくばみらい市は、茨城県から新型コロナウイルスの感染拡大市町村に指定され、市民の不要不急の外出自粛及び一部の飲食店に対する営業時間短縮要請がありました。

市では、茨城県の営業時間短縮要請に従い時間短縮営業を実施している事業者や、要請の対象事業者以外でも自主的に時間短縮営業や休業を実施し、感染拡大防止の強化を図る事業者に対し、協力金として3万円の助成をすることといたします。

助成対象要件につきましては、別紙の事業概要をご確認ください。

なお、申請につきましては、別紙申請書に必要事項を記入し、営業時間を短縮したことがわかる書類を添付して、つくばみらい市商工会へ簡易書留など郵便物の追跡ができる方法により郵送で申請をお願い致します。

アマビエクーポン取扱店に登録されていない事業者は、別途アマビエクーポンの取扱店の申請が必要になります。

### 【問い合わせ先】

●つくばみらい市商工会

つくばみらい市福田671-2

TEL:0297-58-1700

FAX:0297-58-7969

MAIL:info@miraishoko.com

●つくばみらい市産業経済課

つくばみらい市加藤237(谷和原庁舎)

TEL:0297-58-2111(代)

## 【時短協力事業者緊急支援事業概要】

事業名称	時短協力事業者緊急支援事業
対象期間	令和2年11月30日（月）から12月31日（木）まで（32日間）
対象要件	つくばみらい市内に事業所を有し、下記の要件ア、イ、ウをすべて満たすこと。 ア）時間短縮営業や休業もしくは両方を実施し、対象期間中にのべ22時間以上の時間短縮営業を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・時間短縮営業とは、通常の営業時間のうち、1日1時間以上の時間短縮営業を実施すること。</li><li>・休業とは、通常の定休日とは別に休業日を設けること。</li><li>・時間短縮営業は短縮した時間を対象時間とし、休業は1日を8時間に換算します。</li></ul> イ）茨城県のガイドラインに沿った感染予防対策を実施し、いばらきアマビエちゃんの登録をし、感染防止対策宣誓書を見やすい場所に掲示すること。 ウ）市の実施するクーポン券事業に登録すること。
助成額	1事業所3万円
申請期限	令和3年1月20日（水）（当日消印有効） ＊令和2年12月22日（火）までに申請をされ、提出資料に不備がない方は年内に振り込みます。
申請方法	書面申請 下記提出書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
提出書類	別紙の様式2号及び営業時間を短縮したことがわかる書類（営業短縮した張り紙又はそれを撮った写真等）
提出先	つくばみらい市商工会 〒300-2341 つくばみらい市福田671-2

※ 新型コロナウイルス感染防止の観点から、「問合せ先」の電話やメール等でのご説明となりますので、ご了承ください。